

フランチャイズ加盟契約の要点と概説

中小小売業振興法及び中小小売業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



(社)日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社 夢や

フランチャイズ加盟契約のご案内

株式会社 夢 や

(本社)

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-38-9

TEL:03-6276-8754 FAX:03-6276-8759

この資料は、これから夢やフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、「中小小売業振興法」及び「中小小売業振興法規則」並びに「フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について」に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等がありましたら、ご遠慮なく当社にお問合わせください。

またフランチャイズ・システム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL 03-5777-8701

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

だがし夢やフランチャイズシステムへの加盟を希望される方へ ——フランチャイズ契約を締結する前に——

このたびは、だがし夢やフランチャイズシステムへの加盟をご検討頂きまして誠にありがとうございます。

「夢や」は、駄菓子屋を日本の文化と考え、昔の駄菓子屋のイメージをパッケージとして商品化しています。「夢や」は、今の時代に合った商品、販売方法を加盟店の皆さんに提案し、地域のお客様に心から喜んでいただけるお店作りを、共に手をたずさえて行っていくことをフランチャイズシステムの基礎と考えております。

かつて私たちの家の近所には、駄菓子屋が必ずありました。それが日本の高度成長期を過ぎるとその多くが姿を消し、日常の生活で、駄菓子を口にする事もなくなってしまいました。その理由の一つは、駄菓子屋は儲からないからでした。俗にいう「駄菓子」は、子供向けの商品が多数であるがため、単価が低く、利益も少なく、手間がかかる商品でした。また高齢化が進み後継者が次第に少なくなっていった事も大きな要因です。

夢やは、「あの懐かしい駄菓子屋を、今の世によみがえらせたい」という純粋な思いから生まれました。そのためには工夫が必要でした。

昔ながらの駄菓子屋では、考えられなかったPOSレジを導入し、そのデータを仕入や商品開発に生かし、時々刻々と変化するお客様の好みや流行をお店の売場に反映する販売支援資料、集中仕入、全国配送可能な物流システムなど、生き残りに必要な数々の工夫が、だがし夢やのシステムです。

夢やフランチャイズシステムは、画一化された店舗増産を狙ったものではありません。本部と加盟店のみなさまとが協同して、お客様に喜んで頂く。それが夢やフランチャイズシステムです。

この夢やの思いをご理解頂ける加盟店のみなさまをお待ちしております。

目 次

項 目	頁 数	法(中小小売業振興法)及び規則 (中小小売業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	2		
だがし夢やフランチャイズシステムへの加盟を希望される方へ	3		
1. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6 7	規則第10条第2項 " 第10条第5項 " 第10条第1項 " 第10条第3項	
2. 会社組織図	8		
3. 役員一覧	9	規則第10条第1項	
4. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	9	規則第10条第4項	
5. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	10	規則第10条第6項、11条6項イ	
6. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	10	規則第11条第6項ロ 規則第11条第6項ハ 規則第11条第6項ニ	
7. 訴訟件数	10	規則第10条第7項	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	12		
1. 契約の名称等	12		
2. 売上・収益予測についての説明	12		2-(2)-イ、 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、 ③お支払いいただく時期、④お支払いいただく方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	12	法11条第1項、規則11条1項 イ～ホ	2-(2)-ア③
4. オープンアカウント等の送金	12	規則第10条第13項	3-イ-②
5. オープンアカウント等の与信利率	12	規則第10条第14項・15項	2-(2)-ア⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売またはあつせんする商品の種類、 ②商品等の供給条件、③配送日・時間・回数に関する事項、 ④仕入先の推奨制度、⑤発注方法、⑥売買代金の決済方法、 ⑦返品、⑧在庫管理等、⑨販売方法、⑩商品の販売価格について、 ⑪許認可を要する商品の販売について	13	法11条第2項、規則11条2項 イ、ロ	2-(2)-ア⑤ 3-(1)-ア 3-イ-(3)
7. 経営の指導に関する事項	14	法11条第3項、規則11条第3項 イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	14	法11条第4項、規則11条第4項 イ、ロ	

項 目	頁 数	法(中小小売業振興法)及び規則 (中小小売業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 ①契約期間、②契約の更新の条件及び手続き、 ③契約解除の条件及び手続き、④契約解除によって生じる損害 賠償の額または算定方法等	15	法 11 条第 5 項、規則 11 条第 5 項 イ～ハ	2-(2)ア⑦イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法	15	規則 10 条第 12 項、11 条 7 項 イ～ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	16	〃 第10条第 8 項	
12. テリトリーの有無	16	〃 第10条第 9 項	2-(2)-ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	16	〃 第10条第 10 項	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	16	〃 第10条第 11 項	
15. 店舗構造と内外装についての特別義務	16	〃 第10条第 16 項	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する 事項など	16		
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17		2-(2)-ア⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明 確認書	17		
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁			
後記3. 中小小売業振興法、中小小売業振興法施行規則			
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方			
資料1. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	19		

1. 本部の概要

平成 29 年 7 月 1 日現在

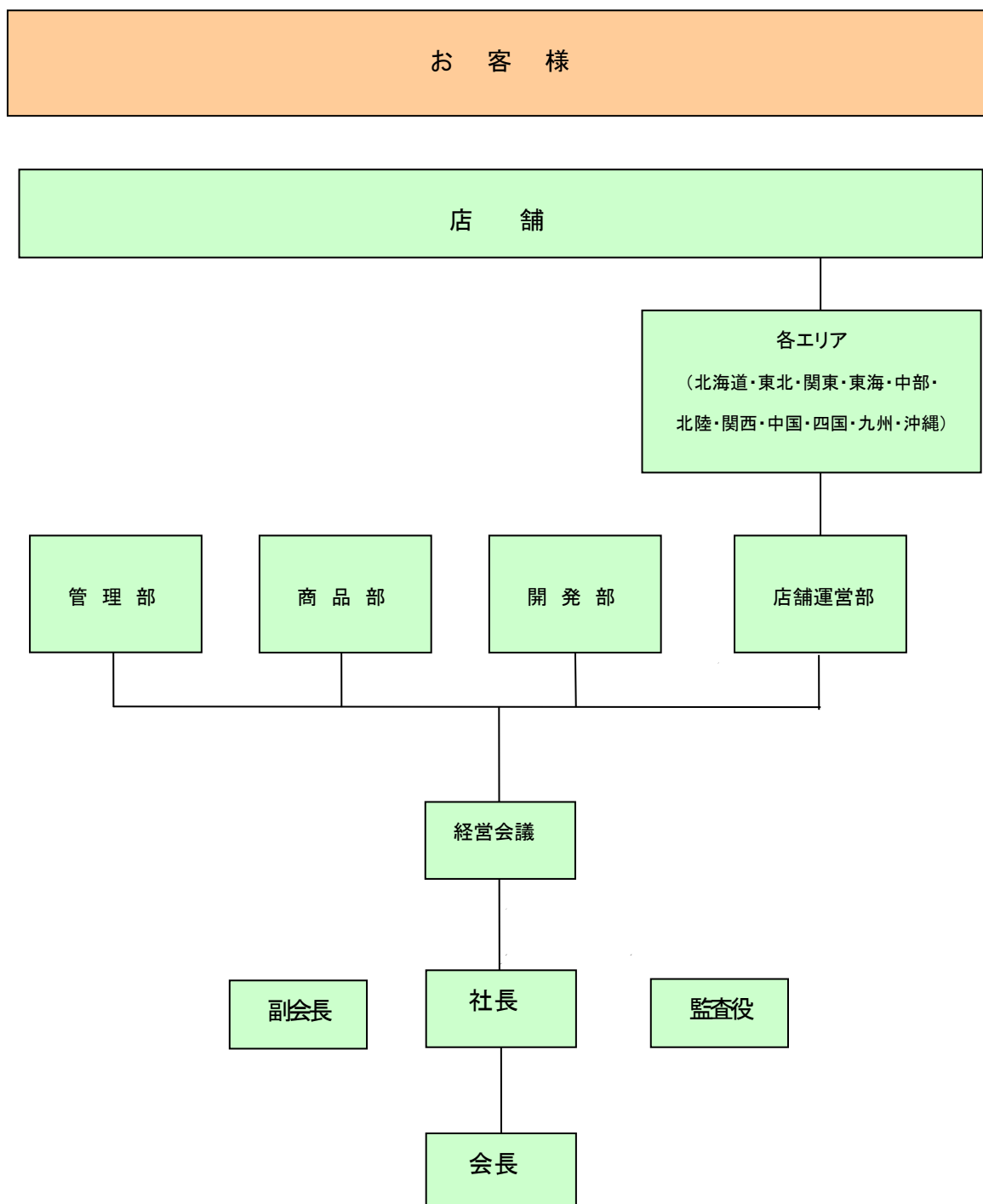
- (1)社 名 株式会社 夢や
- (2)本社所在地 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3 丁目 38 番 9 号
コンフェックスビル別館
TEL:03-6276-8754 FAX:03-6276-8759
- (3)資 本 金 5000 万円
- (4)設 立 昭和 63 年 3 月 30 日
- (5)代 表 者 代表取締役会長 小野 雅充
代表取締役社長 小向 誠一
- (6)事 業 内 容 直営店による菓子(駄菓子)類及び玩具類の小売事業
フランチャイズシステムによる菓子(駄菓子)類及び玩具類の
小売事業
- (7)事業の開始 昭和 63 年 4 月 26 日
- (8)主 要 株 主 コンフェックス株式会社
- (9)主要取引銀行 百十四銀行東京支店、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫
- (10)従 業 員 数 正社員 46 名、パート社員 277 名
- (11)所属団体名 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会(正会員)

沿革

昭和 63 年	「だがし夢や屋島店」開店
平成 4 年	フランチャイズ加盟店募集開始 フランチャイズ 1 号店「だがし夢や帯屋町店」開店
平成 7 年	株式会社夢やに組織変更
平成 20 年	コンフェックス(株)のグループ企業となる 渋谷区代々木に東京支店を開設
平成 24 年	東京スカイツリータウン・ソラマチ店 出店
平成 27 年	本社所在地を現在の住所に変更
平成 29 年	平成 29 年 7 月 1 日時点 85 店舗

2. 会社組織図

平成 29 年 7 月 1 日現在



3. 役員一覧

平成 29 年 7 月 1 日現在

代 表 取 締 役 会 長	小 野 雅 充
取 締 役 副 会 長	安 東 恵 美 子
代 表 取 締 役 社 長	小 向 誠 一
取 締 役	昆 靖
監 査 役	木 下 喜 弘

4. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

資料1をご参照下さい。

5. 売上・出店状況:加盟店・直営店別

(全店売上高推移)

(単位:百万)

	FC店	RC店	合計
2014年度	606	2,329	2,935
2015年度	660	2,386	3,046
2016年度	750	2,314	3,064

(注.1)全店売上高は、加盟店及び直営店のレジ売上高の合計

(店舗数推移)

	FC店	RC店	合計
2014年度	22	55	77
2015年度	23	52	75
2016年度	31	52	83

6. 加盟者の店舗に関する事項

・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2014年度	1店
2015年度	4店
2016年度	8店

・直近3事業年度の各事業年度内に解除された加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2014 年度	5 店
2015 年度	3 店
2016 年度	0 店

・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び、更新されなかった契約に係るフランチャイジーの店舗数。

合意による解約を除き、更新されなかったフランチャイジーの店舗はありません。

7. 訴訟件数(直近 5 事業年度の件数)

0 件

第2部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等 だがし夢やフランチャイズ加盟契約

2. 売上・収益予測についての説明 売上、収益予測はしていません

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

Aタイプ契約の金銭の額	性質と徴収時期、方法、返還の有無及び条件
①加盟金 金 3,000,000 円 (税込 3,240,000 円)	夢やフランチャイズ加盟契約締結時に加盟の証として、当社指定銀行口座へ振込みお支払い頂きます。 返還いたしません。
②保証金 金 1,500,000 円	営業を担保するものとして、開店前日に当社指定銀行口座へ振込み預入れ頂きます。 契約満了・解約・解除その他の事由による契約終了時に債務を控除して、残額を返還します。
③開店準備手数料 金 500,000 円 (税込 540,000 円)	開店までの店舗計画、商品陳列等、ただちに開店できる状態にするための開店準備作業に関する手数料。 開店前日に当社指定銀行口座へ振込みお支払い頂きます。
合計 金 5,280,000 円(税込)	Aタイプ契約: 店舗面積10坪を超過する物件の場合

Bタイプ契約の金銭の額	性質と徴収時期、方法、返還の有無及び条件
④加盟金 金 1,500,000 円 (税込 1,620,000 円)	夢やフランチャイズ加盟契約締結時に加盟の証として、当社指定銀行口座へ振込みお支払い頂きます。 返還いたしません。
⑤保証金 金 750,000 円	営業を担保するものとして、開店前日に当社指定銀行口座へ振込み預入れ頂きます。 契約満了・解約・解除その他の事由による契約終了時に債務を控除して、残額を返還します。
⑥開店準備手数料 金 500,000 円 (税込 540,000 円)	開店までの店舗計画、商品陳列等、ただちに開店できる状態にするための開店準備作業に関する手数料。 開店前日に当社指定銀行口座へ振込みお支払い頂きます。
合計 金 2,910,000 円(税込)	Bタイプ契約: 店舗面積10坪以下の物件の場合

4. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウントの制度はありません

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

該当する制度はありません

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

①加盟者に販売またはあつせんする商品の種類

だがし・袋菓子・飴・半生菓子・珍味・玩具・アイス(氷菓)・夢やオリジナル菓子・副資材(ギフト箱・包装紙・お買上袋等)
上記商品は変更することがあります。

②商品等の供給条件

当社指定の方法で発注して頂いた場合のみ、商品供給いたします。

③配送日・時間・回数に関する事項

地域・店舗規模により週 1~4 回、時間は路線利用のため変動します。
出荷元毎のスケジュールにより配送。日・回数等は異なり、また変更する場合があります。

④仕入先の推奨制度

推奨仕入先から仕入頂き、請求・支払業務を当社が一括して代行いたします。

⑤発注方法

専用発注機(貸与)を使用して、指定の発注日に行って頂きます。

⑥売買代金の決済方法

毎月 15 日締切り翌月 10 日支払、毎月末日締切り翌月 25 日支払の月 2 回、現金にて決済して頂きます。

⑦返品

商品入荷時点での破損・品質劣化等、販売不適格品を除き返品できません。

⑧在庫管理等

開店時在庫品に引き続き、商品情報及び在庫品の販売管理にもとづいて、だがし夢や店において販売するのに適合する商品構成(種類・数量)を満たす商品の仕入れ、在庫品の管理を怠らず、不良品の排除を含め適正な維持管理をして頂きます。

⑨販売方法

セルフ販売方式

⑩商品の販売価格

当社推奨商品は、最も効果的と判断される標準的小売価格を提示。

⑪許認可を要する商品の販売について

該当商品の取扱いはありません。

7. 経営の指導に関する事項

①加盟に際しての研修等実施の有無

加盟に際し、当社の定める研修を受講し、修了しなければなりません。

② 加盟に際し、行われる研修の内容

種 類	内 容
室内研修	店舗運営マニュアルに則った夢やコンセプトの理解、販売・接客方法、商品管理、仕入等処理他。
店舗での実地研修	経営実情の把握、報告書類作成と記録作業他

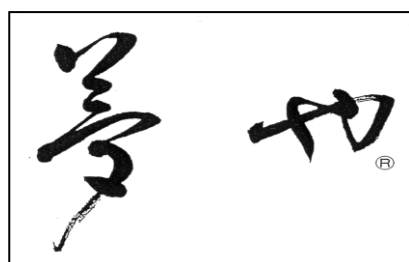
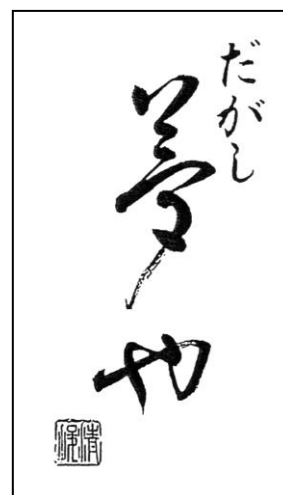
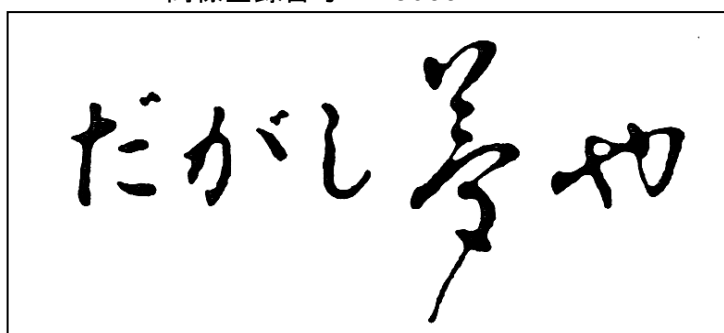
③加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数

必要に応じ随時、店舗巡回担当者が訪問し、各種商品情報及び販売情報を基に品揃え・売場作りを中心に指導・助言を行います。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

①当該使用させる商標、商号その他の表示

商標登録番号 2450664



②当該表示の使用についての条件

開店した日から契約終了までの間、だかし夢やの商標、サービスマーク、意匠、著作物等、だかし夢や店舗であることを示す営業シンボルを使用することが許諾されます。

9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

①契約期間

開店の日から起算して、5カ年経過したときに契約期間満了となります。

②契約更新の要件及び手続き

契約期間満了時において、当社と加盟者が期限の延長または契約更新の合意が得られる場合に行います。

③契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

- ・開店前解約は、開店の7日前までに書面で予告した上で協議します。その予告があった時点が開店準備着手後の場合は、加盟金は返金しません。
- ・契約終了による諸手続、原状回復、清算等を行い契約前の状態に戻さなくてはなりません。
- ・加盟者は閉店のための必要措置に対する手数料として、当社に100,000円の閉店手数料を支払って頂きます。
- ・契約後3年未満での中途解約は、違約金を過去半年の月平均のロイヤリティの24ヶ月分を支払って頂きます
- ・契約後3年以上、5年未満での中途解約は、違約金を過去半年の月平均のロイヤリティの12ヶ月分を支払って頂きます
- ・契約違反による契約解除の結果、当社が損害を蒙った場合にはその損害賠償金を請求します。この場合の損害賠償額は、契約残存期間の逸失利益を含み、契約期間の月平均のロイヤリティの60ヶ月分とします。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

金銭の種類	金額または算定方法	性質	支払の時期及び方法
ロイヤリティ	月間売上高の5パーセント	だかし夢や経営に係る対価	商品代金と同じ
システム使用料	月額25,000円 ※レジ1台の場合	夢やシステムの使用料	同上

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

ショッピングセンター等大型商業施設内に出店の場合には、その施設の定めに従います。

単独路面店舗の場合は、開店午前10時、閉店午後8時、年中無休を基本とします。

12. テリトリー権の有無

テリトリー権は、ありません。

13. 競業禁止義務の有無

契約が終了した場合、だがし夢や店と同一もしくは類似の、または一部の模倣による経営システムないし営業形態、店舗施設、外観をもって事業をし、他のだがし夢や店の営業と混同を生ずる行為はできません。

14. 守秘義務の有無

経営機密及び加盟店となることにより知り得た当社の機密を第三者に漏らすと契約違反による契約解除となります。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

構造・外装		デザイン・色等、夢やの監修もしくは指定に従うこと
内装	床	デザイン・色等、夢やの監修もしくは指定に従うこと
	壁	デザイン・色等、夢やの監修もしくは指定に従うこと
	天井	デザイン・色等、夢やの監修もしくは指定に従うこと
その他		ファサード、陳列什器、看板、店舗用電気設備、照明器具等、デザイン・色等、夢やの監修もしくは指定に従うこと

※但し、店舗の規模、区画、テナント先の指導等により仕様が異なる場合があります。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

契約違反による契約解除の結果、当社が損害を蒙った場合にはその損害賠償金を請求します。この場合の損害賠償額は、契約残存期間の逸失利益を含み、契約期間の月平均のロイヤリティの60ヶ月分とします。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

補償制度はありません。

後記1.「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁 数	確認年月日	確認印	
			説明者	加 盟 希 望 者
フランチャイズ契約のご案内	2			
だがし夢やフランチャイズシステムへの加盟を希望される方へ	3			
1. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・ 事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の 名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6 7			
2. 会社組織図	8			
3. 役員一覧	9			
4. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	9			
5. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	10			
6. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始し た加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の 店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	10			
7. 訴訟件数	10			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等	12			
2. 売上・収益予測についての説明	12			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、 ③お支払いいただく時期、④お支払いいただく方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	12			
4. オープンアカウント等の送金	12			
5. オープンアカウント等の与信利率	12			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売またはあつせんする商品の種類、 ②商品等の供給条件、③配送日・時間・回数に関する事項、 ④仕入先の推奨制度、⑤発注方法、⑥売買代金の決済方法、⑦返品、 ⑧在庫管理等、⑨販売方法、⑩商品の販売価格について、⑪許認可を 要する商品の販売について	13			
7. 経営の指導に関する事項	14			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	14			
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項	15			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法	15			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	16			
12. テリトリーの有無	16			
13. 競業禁止義務の有無	16			

項 目	頁 数	確認年月日	確認印	
			説明者	加 盟 希 望 者
14. 守秘義務の有無	16			
15. 店舗構造と内外装についての特別義務	16			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	16			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	17			
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁				
後記3. 中小小売業振興法、中小小売業振興法施行規則				
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について				
資料1. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	19			

年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ加盟契約に関する上記すべての項目を説明し、加盟希望者 _____ の理解を頂きました。

説明者 _____ ㊞

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ加盟契約に関する上記すべての項目について、説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ ㊞

資料1. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書